

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち半密閉式（CF式）ガスふろがま（LPガス用）1件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち椅子 1 件、エアコン 2 件） | 3 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちかみそり（女性用）1件、電動アシスト自転車 1 件、
まつげカーラー（ビューラー）1件、IH調理器 1 件、
介護ベッド用手すり 1 件、ミシン 1 件、電気冷蔵庫 1 件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件） | 8 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者
委員会合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッド用手すりについて（管理番号A201100318）

① 消費者への注意喚起

使用者（90歳代女性）の腹部が、一部が可動する当該製品（スイングアーム介助バー）と介護ベッド用手すり（ベッドサイドレール）のすき間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された事故が発生しました。本件事故の原因は不明ですが、介護ベッド用手すり（スイングアーム介助バー）の使用に際しては、スイングアームの中のすき間に頭、腕や足が入る事故のほか、本件事故のように、製品の組み合わせによっては現行のJIS規格に規定されたすき間よりも広いすき間が発生し、当該すき間に体、頭等が入る事故が発生するおそれがあります。スイングアームとベッドサイドレールとの間やフットボードとベッドサイドレールとの間にすき間がある場合には、クッションなどを入れて、すき間を埋め、体、頭、腕や足が入らないよう、介護の現場においては、必ず安全対策をとるようにしてください。

平成21年3月には、介護ベッドの日本工業規格（JIS）が改正され、頭・首の挟み込み事故を防ぐためのすき間の基準強化が図られています。重大な被害に至る事故の発生を防止し、安全を確保するために、必ず簡易部品を使用するか、挟み込み・入り込みが起きにくい改正されたJISに対応した製品に変更してください。介護ベッド用手すりを使用する方々及び使用者を介護する方々には、取扱説明書、製品の注意表示、製造事業者及び業界団体のホームページ、チラシなどに記載されている注意事項を今一度、御確認いただき、製品に関するリスクを認識し、正しく使用してください。

製品の使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又は販売事業者等に速やかに御連絡・御相談ください。

日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起の呼び掛けを行っておりますので御覧ください。

（日本福祉用具・生活支援用具協会のホームページ）

URL：<http://www.jaspa.gr.jp/>

（医療・介護ベッド安全普及協議会のホームページ）

URL：<http://www.bed-anzen.org/>

（本発表資料の問い合わせ先）

消費者庁消費者安全課

（製品事故情報担当） 担当：中嶋、榎本

電話：03-3507-9204（直通）

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201100319	平成23年7月20日	平成23年8月2日	半密閉式(CF式) ガスふろがま(LPガス用)	GS-130D	株式会社ノーリツ	火災	当該製品に点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。空焚きとなった可能性も含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201100323	平成23年6月4日	平成23年8月3日	椅子	1318-7781-111	株式会社ニッセン (輸入事業者)	重傷1名	当該製品の座面の前縁部に座ったところ、背もたれ部が後ろに倒れ、転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が事故を認識したのは、8月1日
A201100324	平成23年7月27日	平成23年8月3日	エアコン	RAS-181GK	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームアプライアンス株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品のリモコン部(有線)から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から30年以上経過した製品
A201100325	平成23年7月27日	平成23年8月3日	エアコン	RAS-632SDR	東芝キャリア株式会社(現 東芝ホームアプライアンス株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品が焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100314	平成23年4月22日	平成23年8月1日	かみそり(女性用)	重傷1名	当該製品を使用中、脚部を負傷した。当該製品の刃が破損した状況も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは、7月21日
A201100315	平成23年4月11日	平成23年8月1日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキをかけた際、右ブレーキワイヤーが切れたため、止まれず、車に衝突し、負傷した。1年前に交換された右ブレーキワイヤーの締付けトルクが適正範囲を超えていた可能性も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、7月21日
A201100316	平成23年7月14日	平成23年8月1日	まつげカーラー(ビューラー)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のばね部が破損し、目を負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201100317	平成23年7月17日	平成23年8月1日	IH調理器	火災	当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。当該製品を故障状態で使用していた状況も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201100318	平成23年7月23日	平成23年8月2日	介護ベッド用手すり	死亡1名	使用者(90歳代女性)の腹部が、一部が可動する当該製品と介護ベッド用手すりのすき間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。現在、原因を調査中。	千葉県	事業者名: パラマウントベッド株式会社 機種・型式: KA-095A 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものである 当該製品は、平成15年から平成19年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したものである 本件事故は、腹部が、一部が可動する当該製品と介護ベッド用手すりのすき間に挟まった状態で発見されたものであるが、なぜこのような状態になったのかは不明とのこと 当該製品の使用者・所有者・管理者に向けて事故の危険性を周知し、事業者及び協議会で呼び掛けている、すき間を埋める安全対策(クッションなどで埋める)を着実に促すため事業者名及び機種・型式を公表するもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100320	平成23年6月29日	平成23年8月2日	ミシン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品のコントローラ一部に可燃物(布地)が長時間被さっていたことにより発熱し、出火した可能性も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から30年以上経過した製品事業者が事故を認識したのは、7月22日
A201100321	平成23年7月24日	平成23年8月2日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A201100322	平成23年7月24日	平成23年8月3日	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	火災	当該製品を使用中、当該製品が発煙、焼損し、周辺が汚損する火災が発生した。当該製品の上部に設置されている他製品から漏れた液体が、当該製品内部に浸入した可能性も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	平成23年8月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

椅子（管理番号：A201100323）



エアコン（管理番号：A201100324）



エアコン（管理番号：A201100325）

